

特定地域の指定基準等について

令和2年10月29日

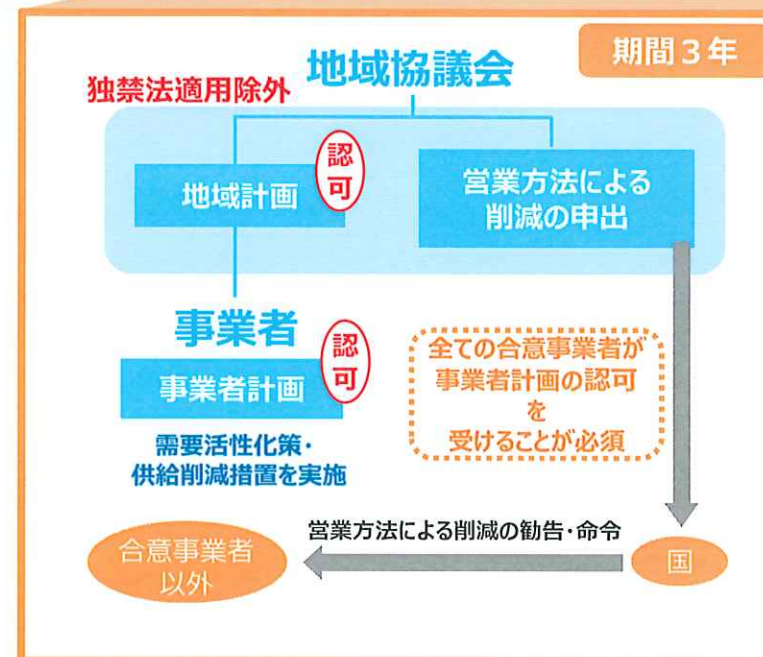
東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会

改正タクシー特措法のポイント

改正タクシー特措法 = 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設**。
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止**。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設**。

原則（道路運送法）	準特定地域（大臣指定）	特定地域（大臣指定・運審諮問）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：届出制 ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：認可制 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入・増車：禁止 ◆ 強制力ある供給削減措置 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



特定地域の指定基準等①

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（5）については、①～③いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない

- (1) 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。
- (3) 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5)
 - ① 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
 - ③ 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
- (6) 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

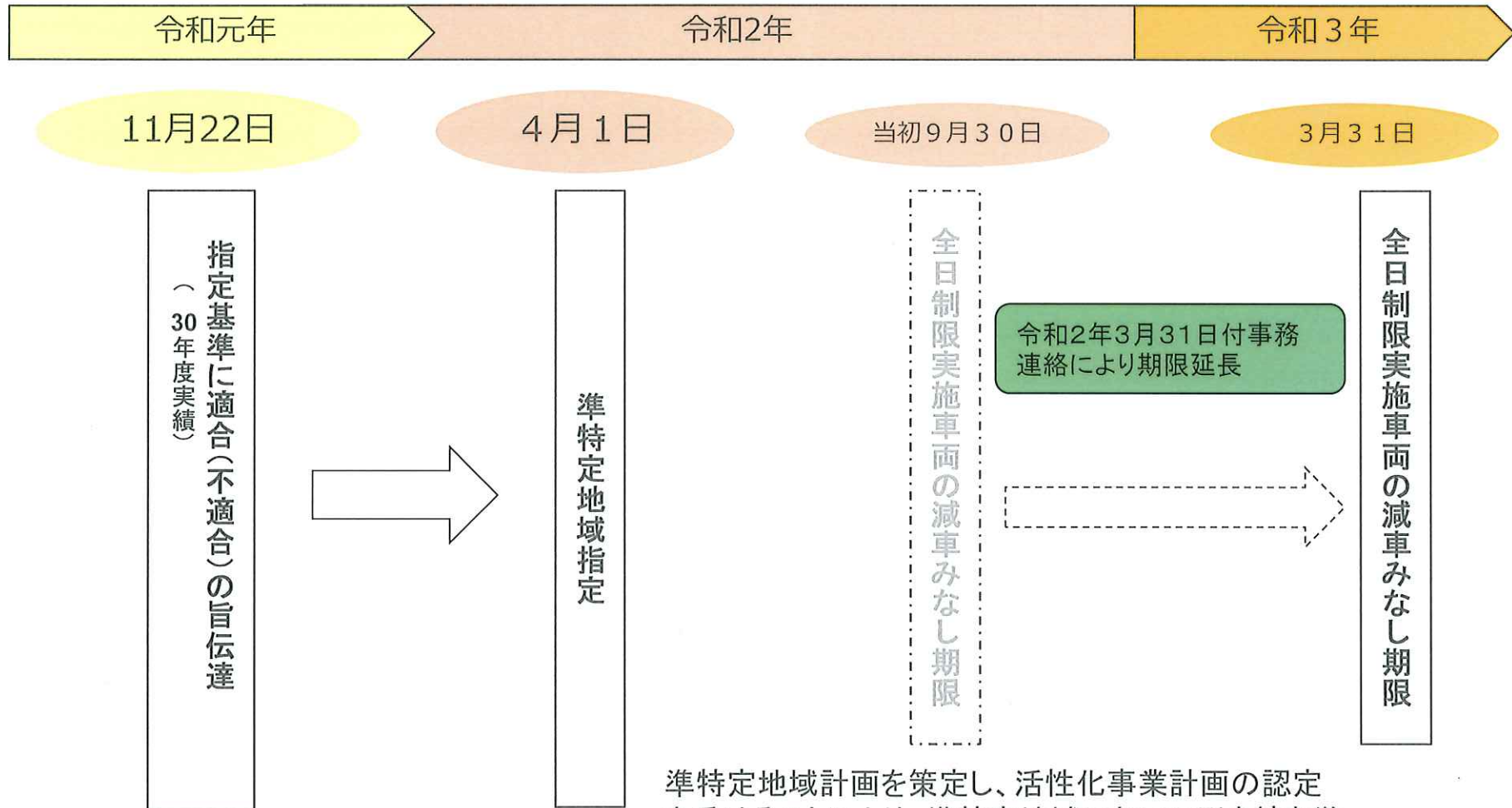
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（抜粋）平成30年3月16日付国自旅第298号通達

2. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」（平成27年1月30日付け公示。以下「指定基準通達」という。）1. に掲げる基準（以下「指定基準」という。）に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
3. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2.（ただし書を除く。）に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2. ただし書の規定は適用しない。

特定地域指定→準特定地域指定

東葛、千葉交通圏

特定地域指定期間：令和元年7月1日～令和4年6月30日



準特定地域計画を策定し、活性化事業計画の認定を受けることにより、準特定地域において引き続き営業方法の制限を実施可能。
(地域の平均減車率を上回ることが必要となる。)

○国土交通省告示第千六百二十二号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(準特定地域)
 第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
(略)	(略)	(略)
三 関東運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔京葉交通圏〕、「東葛交通圏」、 〔千葉交通圏〕、「県南中央交通圏」 及び「宇都宮交通圏」	令和二年四月一日から令 和四年九月三十日まで
(略)	〔県南東部交通圏〕、「東毛交通圏」 及び「中・西毛交通圏」	令和二年十月一日から令 和五年九月三十日まで
五 中部運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔東濃西部交通圏〕	平成三十年十月一日から 令和三年九月三十日まで
(略)	〔東三河南部交通圏〕、「津交通圏」 及び「松阪交通圏」	令和二年十月一日から令 和五年九月三十日まで
六 近畿運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔奈良市域交通圏〕	令和二年十月一日から令 和五年九月三十日まで
七 中国運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔尾道市〕及び「倉敷交通圏」	令和二年十月一日から令 和五年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)
九 九州運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔久留米市〕、「大分市」及び「鹿児島市」	令和二年四月一日から令 和四年九月三十日まで
(略)	〔大牟田市〕	令和二年十月一日から令 和五年九月三十日まで

改正前

(準特定地域)
 第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期 間
(略)	(略)	(略)
三 関東運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔京葉交通圏〕、「東葛交通圏」、 〔千葉交通圏〕、「県南中央交通圏」 及び「宇都宮交通圏」	令和二年四月一日から令 和四年九月三十日まで
五 中部運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔東濃西部交通圏〕	平成三十年十月一日から 令和三年九月三十日まで
六 近畿運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔奈良市域交通圏〕	平成三十年七月一日から 平成三十二年九月三十日まで
七 中国運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔倉敷交通圏〕	平成三十年八月一日から 平成三十二年九月三十日まで
(略)	(略)	(略)
九 九州運輸局長	(略)	(略)
(略)	〔久留米市〕、「大分市」及び「鹿児島市」	令和二年四月一日から令 和四年九月三十日まで

附 則
 この告示は、令和二年十月一日から施行する。



関自旅二第3876号
令和元年11月22日

東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会
会長 榛澤 芳雄 殿

関東運輸局長 吉田 晶子



特定地域の指定について

東葛交通圏については、「特定地域の指定等について（平成27年1月30日国自旅第305号。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、指定基準（1.（6）を除く。）に該当しない状況です。

したがって、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号）」に基づき、令和2年3月31日をもって特定地域の指定が解除され、令和2年4月1日より準特定地域として指定されることとなりますので通知します。

国自旅第193号
令和元年11月22日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域の指定について

現在特定地域に指定している営業区域について、「特定地域の指定等について（平成27年1月30日国自旅第305号。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について指定基準（1.（6）を除く。）に該当しない状況である。については、貴職から下記交通圏の特定地域協議会会長に対してその旨を伝えられたい。

記

指定基準（1.（6）を除く。）に該当しない営業区域

千葉県 東葛交通圏

千葉県 千葉交通圏

【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

東葛交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 42.1% (H30) 32.0% (減少率) 24.0%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H29) 54.0% (H30) 70.0% (収支差) 15.9 ポイント

(3) 人口要件

松戸市 約 48 万人

(4) 総実車キロの要件

(H29) 23,767,227 km (H30) 23,282,466 km (増加率) ▲2.0%

(5) ①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 36,531 円 (H30) 36,653 円 (減少率) ▲0.3%

日車実車キロ (H13) 96.0 km (H30) 87.0 km (減少率) 9.4%

②法令違反の発生状況の要件

(東葛交通圏) 0.0150 件 (全国平均) 0.0635 件

③事故の発生状況の要件

(東葛交通圏) 7.029 件 (全国平均) 7.629 件

公 示

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

令和2年10月1日

関東運輸局長 河村 俊信

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	26,845	23,863	28,143	4.6
	北多摩	1,392	1,237	1,735	19.8
	西多摩	161	143	209	23.0
神奈川	京浜	5,322	4,596	6,816	21.9
	県央	2,018	1,721	2,219	9.1
	湘南	324	288	387	16.3
	小田原	365	325	490	25.5
千葉	京葉	1,202	1,065	1,514	20.6
	東葛	797	709	1,063	25.0
	千葉	866	769	1,271	31.9
	市原	248	218	385	35.6
埼玉	県南中央	1,921	1,708	2,495	23.0
	県南東部	903	803	1,258	28.2
	県南西部	1,159	1,030	1,532	24.3
	県北	302	268	401	24.7
群馬	東毛	211	178	280	24.6
群馬・埼玉	中・西毛	746	607	1,034	27.9
茨城	県北	317	242	431	26.5
	水戸県央	487	423	727	33.0
	県南	622	503	846	26.5
	県西	234	189	356	34.3
栃木	宇都宮	493	438	844	41.6
	県南	316	273	478	33.9
	塩那	145	120	228	36.4
山梨	甲府	322	286	371	13.2

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	26,845	23,863	28,143	4.6
	北多摩	1,392	1,237	1,735	19.8
	西多摩	161	143	209	23.0
神奈川	京浜	5,322	4,596	6,816	21.9
	県央	2,018	1,721	2,219	9.1
	湘南	324	288	387	16.3
	小田原	365	325	490	25.5
千葉	京葉	1,202	1,065	1,514	20.6
	東葛	797	709	1,063	25.0
	千葉	866	769	1,271	31.9
	市原	248	218	385	35.6
埼玉	県南中央	1,921	1,708	2,495	23.0
	県南西部	1,159	1,030	1,532	24.3
	県北	302	268	401	24.7
茨城	県北	317	242	431	26.5
	水戸県央	487	423	727	33.0
	県南	622	503	846	26.5
栃木	県西	234	189	356	34.3
	宇都宮	493	438	844	41.6
	県南	316	273	478	33.9
山梨	塩那	145	120	228	36.4
	甲府	322	286	371	13.2

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	847,527,646	0.99	1,903,608,307	0.44	7,753,710	0.80	0.90
	北多摩	41,408,503	0.96	94,927,924	0.49	480,235	0.80	0.90
	西多摩	4,955,861	0.96	11,255,282	0.52	57,382	0.80	0.90
神奈川	京浜	145,502,298	0.97	372,798,672	0.44	1,814,899	0.80	0.93
	県央	55,028,483	0.97	118,795,813	0.50	664,242	0.80	0.94
	湘南	9,464,541	0.97	20,429,404	0.51	108,612	0.80	0.90
	小田原	8,117,878	0.97	19,634,084	0.47	126,926	0.80	0.90
千葉	京葉	33,333,396	0.97	76,463,719	0.49	405,530	0.80	0.90
	東葛	21,702,396	0.97	50,995,025	0.49	276,596	0.80	0.90
	千葉	18,826,672	0.97	46,820,895	0.44	281,146	0.80	0.90
	市原	4,592,348	0.98	10,302,230	0.51	83,632	0.79	0.90
埼玉	県南中央	46,832,763	0.97	107,155,711	0.48	628,745	0.80	0.90
	県南東部	23,105,954	0.96	56,439,380	0.47	284,214	0.80	0.90
	県南西部	34,057,295	0.96	77,065,661	0.50	399,535	0.80	0.90
	県北	6,677,999	0.97	14,448,934	0.52	102,830	0.80	0.90
群馬	重毛	4,679,113	0.97	10,238,181	0.53	70,615	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	12,425,909	0.98	27,253,544	0.51	231,415	0.73	0.90
茨城	県北	4,870,247	0.94	12,100,141	0.47	99,250	0.69	0.90
	水戸県央	9,045,491	0.97	20,768,134	0.50	164,173	0.78	0.90
	県南	12,009,478	0.97	27,774,257	0.49	193,982	0.73	0.90
	県西	3,805,312	0.97	8,563,633	0.52	75,730	0.73	0.90
栃木	宇都宮	11,818,419	0.97	26,451,955	0.51	172,284	0.80	0.90
	県南	5,770,536	0.95	13,993,518	0.51	115,984	0.78	0.90
	塩那	3,052,827	0.97	6,949,992	0.52	48,133	0.74	0.90
	山梨	甲府	5,437,115	0.98	13,207,030	0.46	108,968	0.80

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	847,527,646	0.99	1,903,608,307	0.44	7,753,710	0.80	0.90
	北多摩	41,408,503	0.96	94,927,924	0.49	480,235	0.80	0.90
	西多摩	4,955,861	0.96	11,255,282	0.52	57,382	0.80	0.90
神奈川	京浜	145,502,298	0.97	372,798,672	0.44	1,814,899	0.80	0.93
	県央	55,028,483	0.97	118,795,813	0.50	664,242	0.80	0.94
	湘南	9,464,541	0.97	20,429,404	0.51	108,612	0.80	0.90
	小田原	8,117,878	0.97	19,634,084	0.47	126,926	0.80	0.90
千葉	京葉	33,333,396	0.97	76,463,719	0.49	405,530	0.80	0.90
	東葛	21,702,396	0.97	50,995,025	0.49	276,596	0.80	0.90
	千葉	18,826,672	0.97	46,820,895	0.44	281,146	0.80	0.90
	市原	4,592,348	0.98	10,302,230	0.51	83,632	0.79	0.90
埼玉	県南中央	46,832,763	0.97	107,155,711	0.48	628,745	0.80	0.90
	県南西部	34,057,295	0.96	77,065,661	0.50	399,535	0.80	0.90
	県北	6,677,999	0.97	14,448,934	0.52	102,830	0.80	0.90
	茨城	県北	4,870,247	0.94	12,100,141	0.47	99,250	0.69
茨城	水戸県央	9,045,491	0.97	20,768,134	0.50	164,173	0.78	0.90
	県南	12,009,478	0.97	27,774,257	0.49	193,982	0.73	0.90
	県西	3,805,312	0.97	8,563,633	0.52	75,730	0.73	0.90
栃木	宇都宮	11,818,419	0.97	26,451,955	0.51	172,284	0.80	0.90
	県南	5,770,536	0.95	13,993,518	0.51	115,984	0.78	0.90
	塩那	3,052,827	0.97	6,949,992	0.52	48,133	0.74	0.90
山梨	甲府	5,437,115	0.98	13,207,030	0.46	108,968	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.13	0.23
神奈川	京 浜	40	0.25	0.35
千葉	京 葉	9	0.21	0.30
	東 葛	1	0.29	0.37
	千 葉	28	0.37	0.44
埼玉	県南中央	17	0.27	0.35

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成26年度から令和元年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成27年度から令和元年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京 浜	40	0.20	0.31
千葉	京 葉	9	0.12	0.22
	東 葛	1	0.22	0.31
	千 葉	28	0.31	0.39
埼玉	県南中央	17	0.20	0.29

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率